

# 令和2年第9回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年8月20日 午後3時30分から
- 2 場所 ホテルニューパレス
- 3 委員 農業委員18名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した委員 18名

1番委員	多田 善信	2番委員	長尾 好章	3番委員	渡部 一夫
4番委員	折笠 康裕	5番委員	星 富士雄	6番委員	大竹 健司
7番委員	佐野 和枝	8番委員	小檜山 祐一	9番委員	丸山 世子
10番委員	吉田 和明	11番委員	渡邊 直也	12番委員	吉田 武幸
13番委員	弓田 秀一	14番委員	佐々木 隆夫	15番委員	渡部 裕末
16番委員	奈良橋 渉	17番委員	渡部 政美	18番委員	永井 茂

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野 井建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治		

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

18番委員	手代木 久司				
-------	--------	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主事	相澤 俊輔				

農政課

主幹	鈴木 公彦	主任主事	大竹 陽介		
----	-------	------	-------	--	--

<p>会 長</p>	<p>令和2年第9回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これより日程に基づき議事を進めますが、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員3番・渡部 一夫委員、農業委員4番・折笠 康裕 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第32号、1番について、推進委員5番佐藤より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件については、青年等就農給付金制度に基づき、経営開始後5年以内に親族から借受けた農地について所有権の移転を許可しようとするものであります。</p> <p>調査月日は、8月15日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員9番) 渡部 政治 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第32号、2番について、推進委員9番渡部より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>2番の案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。</p> <p>調査月日は、8月17日午後2時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>大戸地区担当委員より3～5番について説明願います。</p>

(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員	<p>議案第 3 2 号、3 番から 5 番について、推進委員 1 1 番二瓶より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。</p> <p>調査月日は、8 月 1 4 日正午より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>館ノ内地区担当委員より 6 番について説明願います。</p>
(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	<p>議案第 3 2 号、6 番について、推進委員 1 4 番星より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>6 番の案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。なお、社会福祉法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合、効率要件・法人要件・常時従事条件・下限面積要件が不要となるものです。</p> <p>調査月日は、8 月 1 7 日午後 1 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 2 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 3 3 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>高野地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 13 番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員 1 3 番弓田より、議案第 3 3 号 利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定であり、申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 8 月 1 7 日午前 6 時 3 0 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 2 番について説明願います。</p>

(農業委員 14 番) 佐々木隆夫 委員	<p>農業委員 1 4 番佐々木より、議案第 3 3 号 利用権設定の 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 8 月 1 7 日正午より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>川南地区担当委員より 3～4 番について説明願います。</p>
(農業委員 5 番) 星 富士雄 委員	<p>農業委員 5 番星より、議案第 3 3 号 利用権設定の 3 番、4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>3 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。4 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 8 月 1 4 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>館ノ内地区担当委員より 5 番について説明願います。</p>
(農業委員 15 番) 渡部 裕末 委員	<p>農業委員 1 5 番渡部より、議案第 3 3 号 利用権設定の 5 番について、ご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 8 月 1 4 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>日橋地区担当委員より 6～1 9 番について説明願います。</p>
(農業委員 10 番) 吉田 和明 委員	<p>農業委員 1 0 番吉田より、議案第 3 3 号 利用権設定の 6 番から 1 9 番についてご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、槻木地区の集落案件であり、農地中間管理事業による利用権設定であります。申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 3 3 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 3 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 3 4 号 現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員3番渡部より、議案第34号 現況確認証明願について の1番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件について、申請者は昭和63年に未耕作の状態で贈与を受け、現地は平成10年頃より山林化し現在に至っているものであり、地目変更を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、8月18日午前9時40分から、吉田 農地部会長、大竹 農地副会長、小檜山 農地部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第34号 現況確認証明願についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第34号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第35号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に関する意見について を議題といたします。提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第35号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に関する意見について でございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定において、「市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しようとするときは、農業委員会の意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和2年8月5日付け2農政第659号で会津若松市長より意見を求められております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に関する意見について、ご審議をいただくものでございます。詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明を申し上げます。</p>

日頃より、農業委員会の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

議案第35号農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に関する意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定に基づき、農業委員会の皆様にご審議いただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について（概要）をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、認定農業者等の認定基準や農用地の利用集積などの措置について定めているものであります。

おおむね5年ごとに変更を行うこととされておりまして、今回、県基本方針が変更されるとともに、前回の定期変更から5年が経過することに伴いまして、県基本方針の変更及び本市のこれまでの5年間の取組を踏まえた全般的な事項について変更するものです。

主な変更内容につきましては、大きく3つございます。まず1つ目に農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向についてであります。こちらの項目では、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標として、年間総労働時間や年間農業所得といった認定農業者の認定基準を定めておりまして、表のとおりとなりますが、主たる従事者1人当たり年間総労働時間1,900時間程度、主たる従事者1人当たり年間農業所得410万円以上、1個別経営体当たり年間農業所得490万円以上を目標といたしました。それぞれにおいて、県基本方針における積算データなどを参考に算定いたしました。

裏面に移りまして、担い手の育成の考え方につきましては、地域での話合いに基づき市が作成する人・農地プランを、国から示された実質化のプロセスを経て作成し、地域の中心経営体をより明確化することといたしました。また、農業従事者の減少に伴い、担い手となる認定農業者等の確保・育成が困難な地域等においては、集落営農や近隣の認定農業者、新規就農者等多様な担い手を中心経営体として位置づけることといたしました。

そして、これらの目標達成のための推進方向といたしましては、先に掲げた年間農業所得以上の農業経営を達成するために、これまでの農地中間管理事業等による認定農業者等の担い手への農地集積の加速化や農業機械・施設導入支援に加え、ICT技術や農地中間管理機構関連農地整備事業の活用、法人化への誘導などの支援を推進してまいります。

続いて2つ目といたしまして、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標についてです。こちらについては、県基本方針の変更やこれまでの5年間の取組を踏まえ、今後の方向性を示しまして、変更内容といたしましては、地域別営農類型にICTを活用した農業経営モデルを示したことや環境保全型農業の推進について、AiZ' S-Riceの取組を踏まえ、酒粕などの地域有機性資源の循環利用に努め、特色ある環境と共生する農業に取り組むこととしました。

最後に3つ目といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、認定農業者など担い手による耕作が地域の農用地の利用に占める面積の割合を令和5年度末を目標に、79.4%といたしました。

今後の変更スケジュールにつきましては、関係機関からの意見聴取、庁内協議を経まして、8月下旬には県との正式協議を行い、県知事からの同意を得まして10月下旬には公告・施行を予定しております。それぞれ、県基本方針やそれに係る関係資料に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案を作成したものです。詳細な内容は、別途配布資料のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長	このことについて、何か質問等ありませんか。
(農業委員 12 番) 吉田 武幸 委員	地域別営農類型における備蓄米の所得に均一性がないのではないか。また肉用牛の生産方式について、市管内では肥育による生産は多くはないと思われるが。
会 長	農政課お願いします。
農政課	営農類型の試算については、見直しに係る根拠資料を県から提供してもらい参考に策定しましたが、再度確認をいたします。なお肥育については繁殖による営農類型に改め、差替えを行っております。
会 長	備蓄米については、農政課で再度確認を行うということですのでよろしいですか。
(農業委員 12 番) 吉田 武幸 委員	了解しました。
会 長	他にありませんか。
(農業委員 17 番) 渡部 政美 委員	農用地の利用集積率の 78.3%には畑も含まれるのか。
会 長	農政課お願いします。
農政課	含まれております。
会 長	よろしいですか。
(農業委員 17 番) 渡部 政美 委員	了承しました。
会 長	その他質問等ございますか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りいたします。議案第 35 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に関する意見について を原案どおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 35 号 は原案のとおり決せられました。
	次に報告に移ります。
	報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。
	事務局より報告願います。

事務局	<p>報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から4番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。以上報告でございます。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後4時5分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和2年8月26日

会津若松市農業委員会 会長

3番農業委員

4番農業委員